

中 城 村

# 国 民 保 護 計 画



平成 2 7 年 3 月

中 城 村



## 用語の定義

用語等	定義等	
あ	安定ヨウ素剤	揮発性の放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばくを低減するための防護剤であり、安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺への放射線影響を低減することが可能。
	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報。〔法第 94 条第 1 項〕
	安否情報省令	「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(平成 17 年総務省令第 44 号)
い	e-ラーニング	パソコンやインターネットなどを利用した教育システム。
え	NBC 攻撃	核兵器 (N : nuclear weapons) ・ 生物兵器 (B : biological weapons) ・ 化学兵器 (C : chemical weapons) を用いた攻撃。
お	応急公用負担	行政機関が、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。〔法第 113 条〕
か	化学剤	化学兵器に用いられる化学物質で、その有する毒性や刺激性などによって人体に害を及ぼすもの。サリン、VX 等。
	核兵器	核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。核爆弾、大陸間弾道弾 (ICBM)、潜水艦発射弾道弾 (SLBM) 等。
き	危険物質等	引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質 (生物を含む。) で政令で定めるもの。〔法第 103 条第 1 項〕
	基本指針	「国民の保護に関する基本指針」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)。国民保護のための措置の実施に関する基本的な方針。国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の 4 つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの。

	用語等	定義等
き	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
	緊急対処事態対処方針	緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針。〔武力攻撃事態対処法第 25 条第 1 項〕
	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置。〔法第 172 条第 1 項、武力攻撃事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号〕
	緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報。〔法第 99 条〕
	緊急物資	非難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。〔法第 79 条第 1 項〕
け	警戒区域	村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域。〔法第 114 条第 1 項、第 2 項〕
	警報	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報。〔法第 44 条〕
	ゲリラ・特殊部隊	ゲリラは不正規軍の要員で、特殊部隊は正規軍の要員。
	県国民保護協議会	県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べる機関。〔法第 37 条〕
	県国民保護協議会委員	県の設置する国民保護協議会の委員として、知事から任命された者。県国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の長又は職員、自衛隊に所属する者、副知事、教育長、警察本部長その他の都道府県職員、市町村長及び消防長、指定校起用機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから知事が任命。
	県国民保護計画	基本指針に基づき知事が作成する県の国民の保護に関する計画。〔法第 34 条〕

	用語等	定義等
け	県対策本部	県及び県内の市町村、指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる。〔法第 27 条第 2 項〕
こ	国際人道法	武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーブ諸条約等）。
	国民保護等派遣	防衛庁長官が、知事から国民保護法第 15 条第 1 項（緊急処理事態における準用を含む。）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第 2 項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣。〔自衛隊法第 77 条の 4〕
	国民保護法	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号）
さ	災害時優先電話	災害対策のために優先して回線を確保するようあらかじめ登録してある電話。
	災害対策基本法	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律（平成 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）
し	事態対処法	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号）
	指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（以下「事態法施行令」という。）で定められた機関。
	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の地方行政機関で、事態法施行令で定めるもの。
	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令で定めるもの。
	指定地方公共機関	あらかじめ県が指定する電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社及び地方独立行政法人。
	収用	知事などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を取得すること。

	用語等	定義等
し	収容施設	被災者や避難住民を受入れるための施設（応急仮設住宅を含む）。
	消防機関	消防本部及び消防団。
	除染	人体や施設に付着した有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。
	ジュネーヴ条約	<p>○1949年8月12日のジュネーヴ諸条約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1ジュネーヴ条約：戦地にある軍隊の傷者、病者の状態の改善に関する条約</li> <li>・第2ジュネーヴ条約：海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者状態の改善に関する条約</li> <li>・第3ジュネーヴ条約：捕虜の待遇に関する条約</li> <li>・第4ジュネーヴ条約：戦時における文民の保護に関する条約</li> </ul> <p>○1977年のジュネーヴ条約追加議定書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）</li> <li>・ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）</li> </ul>
せ	生活関連等施設	<p>①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。発電所、浄水施設等。</p> <p>②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。危険物質等を貯蔵している施設等。〔国民保護法施行令第27条〕</p>
	生活関連物資等	国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資。〔生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第1条〕
	生物剤	生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの。
	全国瞬時警報システム（J-ALERT）	地震や津波による災害情報、ミサイル発射等の武力攻撃事態情報等の政府が持つ緊急情報を、人工衛星を使って瞬時に全国すべての自治体に一斉に通報できるシステム。
そ	相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定。
	村国民保護計画	国民保護法の規定により、村が、県国民保護計画に基づいて作成する国民の保護に関する計画。〔法第35条〕

	用語等	定義等
そ	村国民保護協議会	村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、村長に意見を述べる機関。〔法第 39 条〕
	村国民保護協議会委員	村の設置する国民保護協議会の委員として、村長から任命された者。村国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、県職員、助役、教育長、消防長、村の職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員、知識又は経験を有する者のうちから村長が任命する。〔法第 40 条〕
	村対策本部	内閣総理大臣から、国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに村長が設置するもの。村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。〔法第 27 条〕
た	大規模集客施設	デパート、劇場、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設。
	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が法律の規程に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などを指す。〔武力攻撃事態対処法第 2 条第 7 号〕
	ダーティボム	爆薬の爆発力によって放射性物質をまき散らす爆弾。
	弾道ミサイル	ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイル。
ち	治安出動	一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。〔自衛隊法第 78 条〕
と	同報系防災行政無線	サイレン、屋外拡声器等により、村から住民に対して災害情報、避難情報等の伝達、広報等を行うことを目的とした無線通信網。
	トリアージ	一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること。
ひ	非常通信協議会	人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会。〔電波法第 74 条の 2〕
	非常通信体制	災害発生時などの非常時において通信を確保する体制。
	避難経路	避難道路、海路、空路等の避難に要する交通等の経路。

	用語等	定義等
ひ	避難先地域	国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）。〔法第 52 条第 2 項第 2 号〕
	避難施設	知事が指定する、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設。〔法第 148 条〕
	避難住民	避難を行った者又は避難の途中にある者（住民以外の滞在者を含む。）。
	避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者。〔法第 75 条第 1 項〕
	避難所	避難先地域において、避難住民等を収容する施設。
	避難措置の指示	国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示。〔法第 52 条第 1 項〕
	避難の指示	避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示。〔法第 54 条第 1 項〕
	避難誘導	避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと。〔法第 62 条第 1 項〕
	避難実施要領	避難の指示があったときに、村長が村国民保護計画で定めるところにより避難の方法に関する事項、避難住民の誘導に関する事項等について定めたもの。
ふ	輻輳	交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること。
	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃。
	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。 【政府見解】 武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの。
	武力攻撃事態対処法	「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号）



	用語等	定義等
ふ	武力攻撃事態等	<p>武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。</p> <p>【政府見解】</p> <p>武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの。</p>
	武力攻撃災害への対処に関する措置	<p>武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置。〔法第 97 条第 1 項〕</p>
ほ	防衛出動	<p>武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動。〔自衛隊法第 76 条〕</p>
	防護服	<p>放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備。</p>
	防災行政無線	<p>県・村・関係機関が相互に、あるいは村から住民に対して、防災情報や一般行政用務の通信・放送をするために用いる無線システム。</p>
	放射能兵器	<p>放射能兵器とは、核分裂などにより生成された放射性物質を拡散・散布することにより、人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で、核兵器に含められることもある。爆発による放射性物質の拡散を目的とした爆弾は、ダーティボム（汚い爆弾）と呼ばれる。</p>
	保管命令	<p>救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令（隠匿・損壊・破棄・搬出の禁止）。〔法第 81 条第 3 項〕</p>
ゆ	有事関連三法 （武力攻撃事態関連三法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全保障会議設置法の一部を改正する法律」</li> <li>・「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」</li> <li>・「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律」</li> </ul>

	用語等	定義等
ゆ	有事関連七法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）」</li> <li>・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」</li> <li>・「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設等利用法）」</li> <li>・「武力攻撃事態等における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」</li> <li>・「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」</li> <li>・「武力攻撃事態等における捕虜等の取扱いに関する法律」</li> <li>・「自衛隊法の一部を改正する法律〔ACSA（日米物品役務相互提供協定）改定に伴う国内法整備〕」</li> </ul>
よ	要避難地域	<p>国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域。〔法第 52 条第 2 項第 1 号〕</p>
ら	ライフライン	<p>水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設。</p>
り	利用指針	<p>武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針（特定の者の優先的な利用の確保）。</p> <p>「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 114 号）</p>

# 目 次

<b>第1編 総 論</b> . . . . .	1
<b>第1章 村の責務、計画の位置づけ、構成等</b> . . . . .	1
1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ . . . . .	1
2 村国民保護計画の構成 . . . . .	2
3 村国民保護計画の見直し、変更手続 . . . . .	2
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b> . . . . .	3
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b> . . . . .	5
<b>第4章 村の地理的、社会的特徴</b> . . . . .	7
<b>第5章 村国民保護計画が対象とする事態</b> . . . . .	14
1 武力攻撃事態 . . . . .	14
2 緊急対処事態 . . . . .	15
<b>第2編 平素からの備えや予防</b> . . . . .	16
<b>第1章 組織・体制の整備等</b> . . . . .	16
<b>第1節 村における組織・体制の整備</b> . . . . .	16
1 村の各課等における平素の業務 . . . . .	16
2 村職員の参集基準等 . . . . .	17
3 消防機関の連携等 . . . . .	19
4 国民の権利利益の救済に係る手続等 . . . . .	20
<b>第2節 関係機関との連携体制の整備</b> . . . . .	21
1 基本的考え方 . . . . .	21
2 県との連携 . . . . .	21
3 近隣市町村との連携 . . . . .	22
4 指定公共機関等との連携 . . . . .	22
5 自治会、自主防災組織等に対する支援等 . . . . .	23
<b>第3節 通信の確保</b> . . . . .	24
<b>第4節 情報収集・提供等の体制整備</b> . . . . .	25
1 基本的考え方 . . . . .	25
2 警報等の伝達に必要な準備 . . . . .	25
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 . . . . .	26
4 被災情報の収集・報告に必要な準備 . . . . .	28
<b>第5節 研修及び訓練</b> . . . . .	29
1 研 修 . . . . .	29
2 訓 練 . . . . .	29

<b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b> . . . . .	3 1
1 避難に関する基本的事項 . . . . .	3 1
2 避難実施要領のパターンの作成 . . . . .	3 2
3 救援に関する基本的事項 . . . . .	3 2
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 . . . . .	3 2
5 避難施設の指定への協力 . . . . .	3 3
6 生活関連等施設の把握等 . . . . .	3 3
<b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b> . . . . .	3 5
1 村における備蓄 . . . . .	3 5
2 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等 . . . . .	3 5
<b>第4章 国民保護に関する啓発</b> . . . . .	3 7
1 国民保護措置に関する啓発 . . . . .	3 7
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 . . . . .	3 7
<b>第3編 武力攻撃事態等への対処</b> . . . . .	3 8
<b>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b> . . . . .	3 8
1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 . . . . .	3 8
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 . . . . .	4 0
<b>第2章 村対策本部の設置等</b> . . . . .	4 1
1 村対策本部の設置 . . . . .	4 1
2 通信の確保 . . . . .	4 8
<b>第3章 関係機関相互の連携</b> . . . . .	5 0
1 国・県の対策本部との連携 . . . . .	5 0
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 . . . . .	5 0
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 . . . . .	5 1
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 . . . . .	5 1
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 . . . . .	5 2
6 村の行う応援等 . . . . .	5 2
7 ボランティア団体等に対する支援等 . . . . .	5 2
8 住民への協力要請 . . . . .	5 3
<b>第4章 警報及び避難の指示等</b> . . . . .	5 4
<b>第1節 警報の伝達等</b> . . . . .	5 4
1 警報の内容の伝達等 . . . . .	5 4
2 警報の内容の伝達方法 . . . . .	5 5
3 緊急通報の伝達及び通知 . . . . .	5 5

第2節 避難住民の誘導等	56
1 避難の指示の通知・伝達	56
2 避難実施要領の策定	56
3 避難住民の誘導	58
第5章 救 援	64
1 救援の実施	64
2 関係機関との連携	64
3 救援の内容	65
第6章 安否情報の収集・提供	66
1 安否情報の収集	67
2 県に対する報告	67
3 安否情報の照会に対する回答	67
4 日本赤十字社に対する協力	68
第7章 武力攻撃災害への対処	74
第1節 武力攻撃災害への対処	74
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	74
2 武力攻撃災害の兆候の通報	74
第2節 応急措置等	75
1 退避の指示	75
2 警戒区域の設定	76
3 応急公用負担等	77
4 消防に関する措置等	78
第3節 生活関連等施設における災害への対処等	80
1 生活関連等施設の安全確保	80
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	80
3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	81
第4節 NBC攻撃による災害への対処等	82
第8章 被災情報の収集及び報告	85
第9章 保健衛生の確保その他の措置	86
1 保健衛生の確保	86
2 廃棄物の処理	87
第10章 国民生活の安定に関する措置	88
1 生活関連物資等の価格安定	88
2 避難住民等の生活安定等	88
3 生活基盤等の確保	88
第11章 特殊標章等の交付及び管理	89

第4編 復旧等	9 1
第1章 応急の復旧	9 1
1 基本的考え方	9 1
2 公共的施設の応急の復旧	9 1
第2章 武力攻撃災害の復旧	9 2
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	9 3
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	9 3
2 損失補償及び損害補償	9 3
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 3
第5編 緊急対処事態への対処	9 4
1 緊急対処事態	9 4
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	9 4

# 第1編 総論

## 第1章 村の責務、計画の位置づけ、構成等

村は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、村の責務を明らかにするとともに、村の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ

#### (1) 村の責務

村は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び沖縄県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、中城村国民保護計画（以下「村国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 村国民保護計画の位置づけ

村は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、村国民保護計画を作成する。

#### (3) 村国民保護計画に定める事項

村国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、村が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ① 村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ② 村が実施する第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- ③ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、村の区域に係る国民の保護のための措置に関し村長が必要と認める事項

## 2 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

## 3 村国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 村国民保護計画の見直し

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### (2) 村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するものとする（ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。



## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

村は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定

公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

村は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

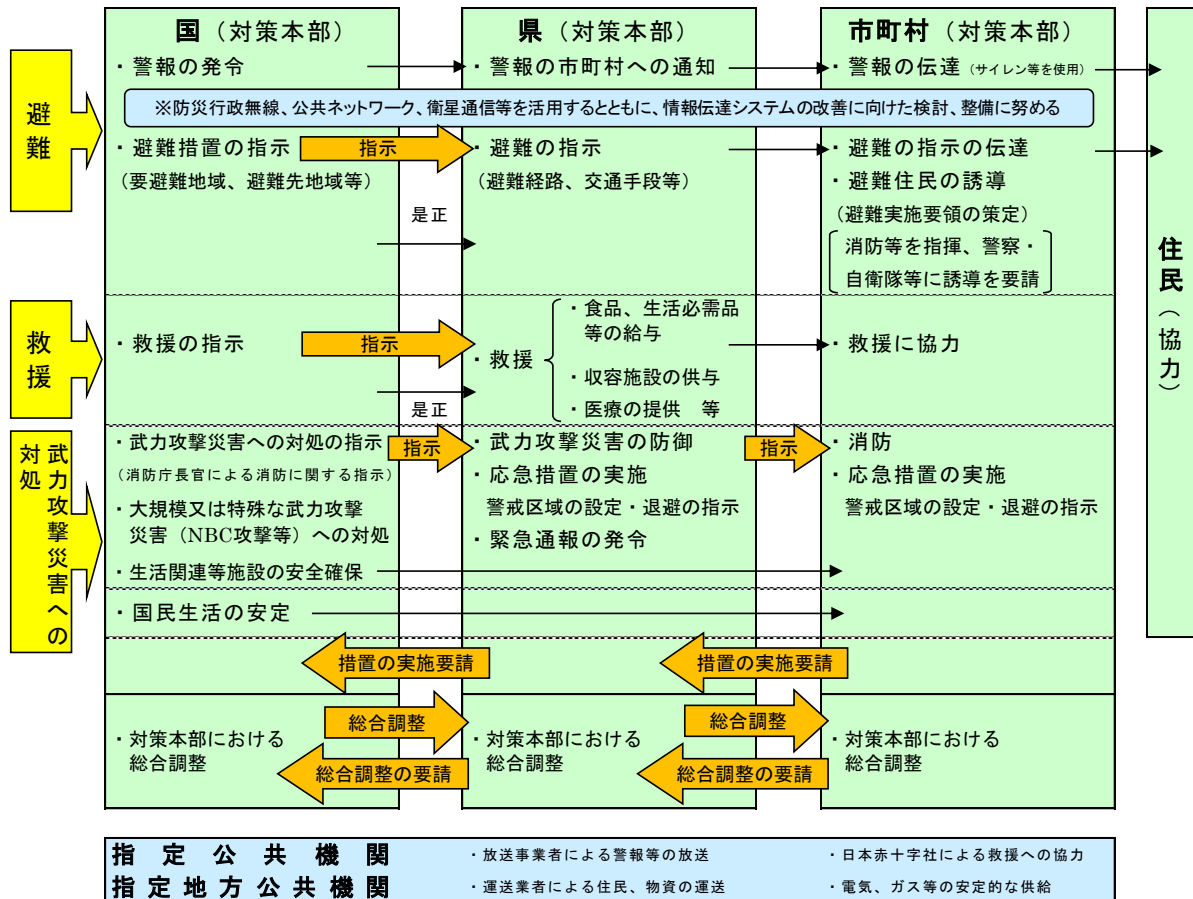
(9) 地域特性への配慮

村は、国民保護措置の実施に当たっては、液化天然ガスが貯蔵されている吉の浦火力発電所が所在していることに留意し、必要な措置を講ずる。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

村は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における村の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 【国民保護措置の全体の仕組】



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

【村の事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中 城 村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村国民保護計画の作成</li> <li>2 村国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 村対策本部及び村緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救助に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災者情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

【県の事務又は業務の大綱】

機関の名称	事務又は業務の大綱
沖 縄 県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県国民保護計画の作成</li> <li>2 県国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救助に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

## 第4章 村の地理的、社会的特徴

村は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき村の地理的、社会的特徴等について定める。

### 1 自然条件

#### (1) 位置

中城村は、沖縄本島中部にあって、那覇市から北東へ16kmの北緯26度5分、東経127度48分に位置し、西は宜野湾市、南は西原町、北は北中城村と接している。東は中城湾に面し、村の中央を南北に小起伏の丘陵が走り、南に糸蒲山、中央に上武当岳、北に台城岳が位置している。南北に7.5km、東西に3.5kmの長方形をなし、総面積15.53km<sup>2</sup>である。

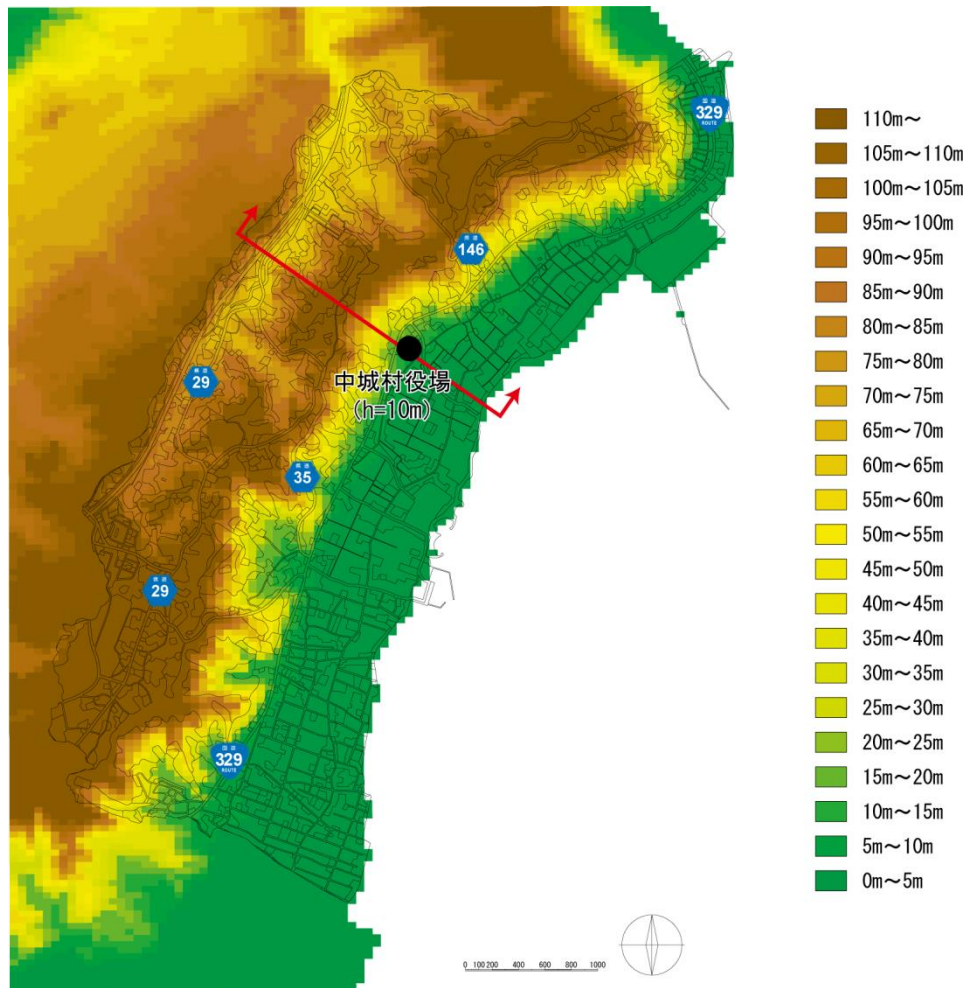
#### 【中城村位置図】



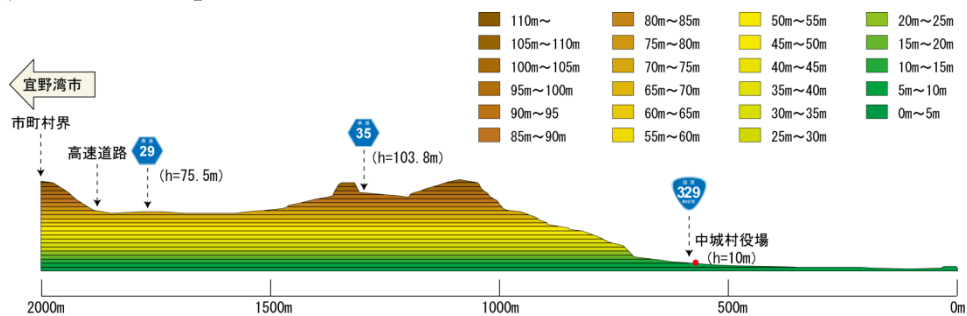
## (2) 地 形

中城村の地形は大別して平坦部、斜面部、台地部の三つで形成され、地質は古い順から島尻層群、那覇石灰岩及び沖積層の三種類からなる。中城村の地形は、海側から国道329号までは比較的平坦であるが、国道329号から西側には、標高120m以上、比高100m以上の斜面が連続し、中城湾に面した東側斜面の大半が地すべり危険箇所とされている。

【中城村の地形】



【中城村の断面図】



### (3) 気 候

中城村（沖縄県）は、亜熱帯海洋性気候に属しており、一年中気候の寒暖差が少なく、年平均気温は約 23 度と全国と比較して高い値となっている。春から夏に変わる時期に本土の「梅雨」に当たる「小満芒種（スーマンボースー）」と呼ばれる沖縄独特の雨期（5月～6月）があり、梅雨開けとともに本格的な夏が訪れ台風期に入る。このことから、全国と比較しても降水量が多くなっている。

#### 【降水量と気温の平年値（那覇）】

月	気圧(hPa)		降水量 (mm)	気温(°C)			風向・風速 (m/s)	日照		
	現地	海面		平均	最高	最低		平均 風速	最多 風向	時間 (h)
	平均	平均	合計							
統計 期間	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010
資料 年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1	1014.5	1020.5	107.0	17.0	19.5	14.6	67	5.4	北北東	94.2
2	1013.4	1019.4	119.7	17.1	19.8	14.8	70	5.3	北	87.1
3	1011.3	1017.2	161.4	18.9	21.7	16.5	73	5.2	北	108.3
4	1008.7	1014.6	165.7	21.4	24.1	19.0	76	5.1	東南東	123.8
5	1005.4	1011.2	231.6	24.0	26.7	21.8	79	5.0	東	145.8
6	1003.0	1008.7	247.2	26.8	29.4	24.8	83	5.4	南南西	163.6
7	1002.9	1008.6	141.4	28.9	31.8	26.8	78	5.3	南東	238.8
8	1001.2	1006.9	240.5	28.7	31.5	26.6	78	5.2	南東	215.0
9	1003.8	1009.5	260.5	27.6	30.4	25.5	76	5.4	東南東	188.9
10	1008.3	1014.1	152.9	25.2	27.9	23.1	71	5.4	北北東	169.6
11	1012.1	1018.0	110.2	22.1	24.6	19.9	69	5.5	北北東	123.0
12	1014.5	1020.5	102.8	18.7	21.2	16.3	66	5.2	北北東	115.6
年	1008.3	1014.1	2040.8	23.1	25.7	20.8	74	5.3	北北東	1774.0

#### 【沖縄県への台風接近数の平年値（1981～2010年）】

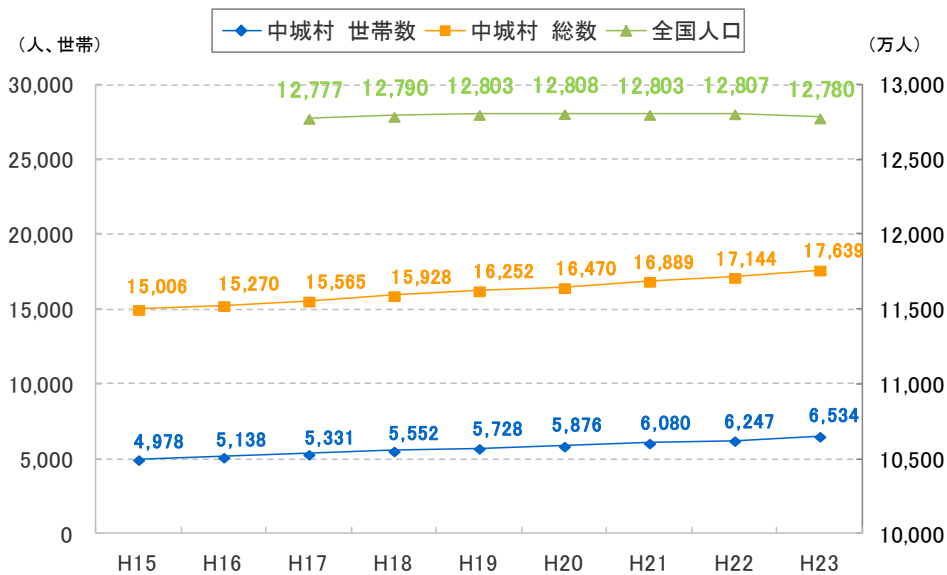
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
-	-	-	0.0	0.4	0.6	1.4	2.2	1.7	0.9	0.3	0.1	7.4

## 2 社会条件

### (1) 人 口

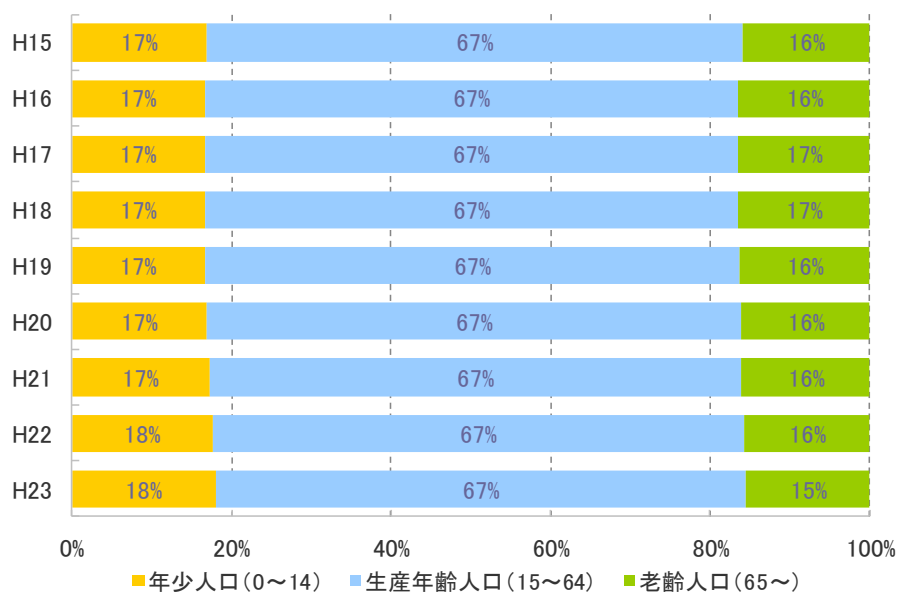
中城村の総人口は平成15年から平成23年にかけて約2,500人増加している。世帯数についても同様に約1,500世帯増加している。年齢別人口の推移をみると、年少人口が若干の増加傾向を示し、高齢人口に若干の減少傾向がみられるものの、平成15年～平成23年における年齢別人口の割合に大きな変化はみられない。

#### 【中城村における人口、世帯の推移】



資料) 住民基本台帳 (各年3月末)、統計局 HP 人口推計

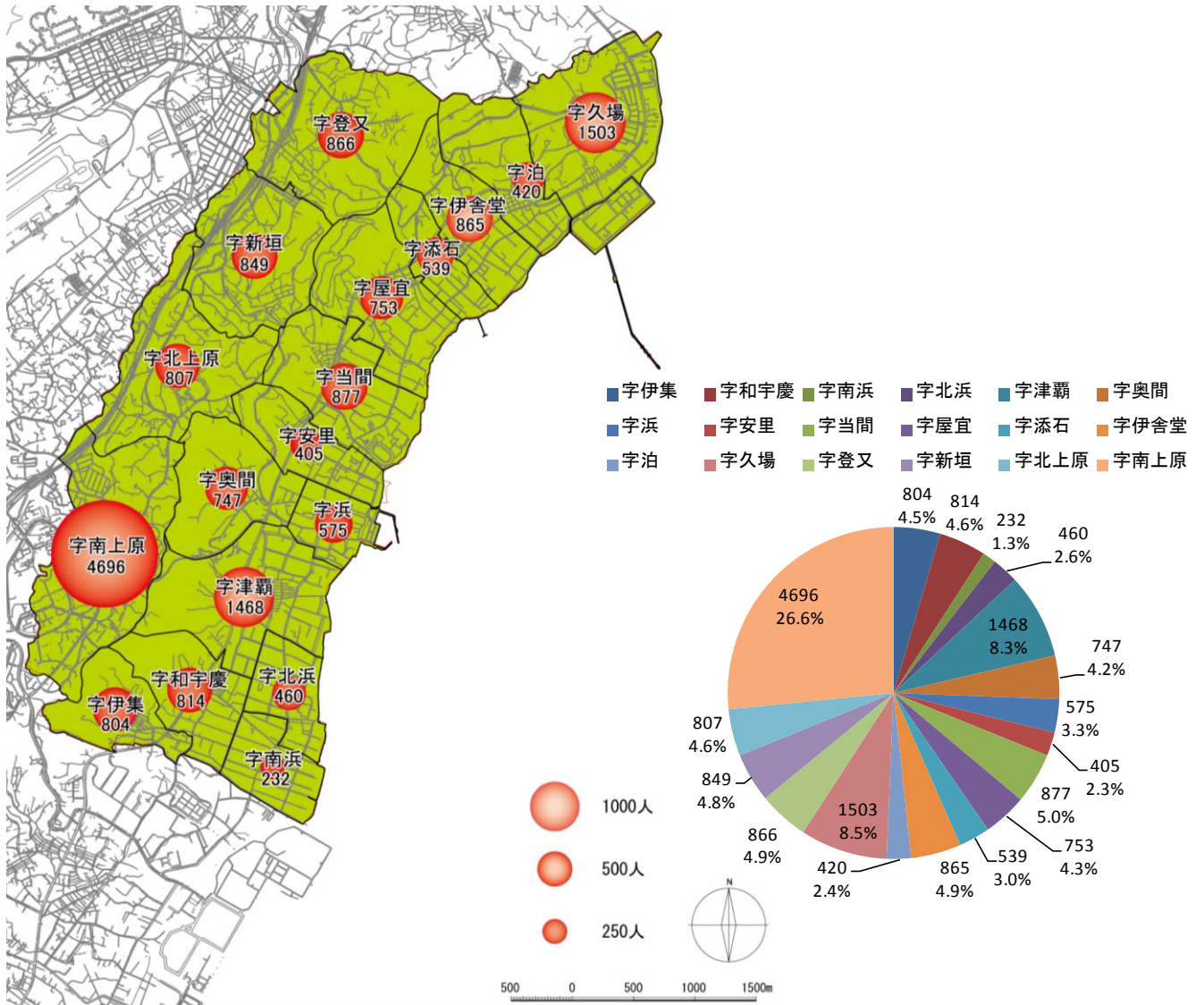
#### 【中城村における年齢別人口比率の推移】



資料) 住民基本台帳 (各年3月末)



【中城村の字別人口】



資料) 国勢調査 (平成 22 年)

【中城村の行政区別人口及び世帯数】

	伊集	和宇慶	南浜	北浜	津覇	奥間	浜	安里	当間	屋宜	添石
人 口	796	804	217	496	1,204	820	477	402	863	762	482
世帯数	296	284	78	186	427	285	166	132	319	270	226

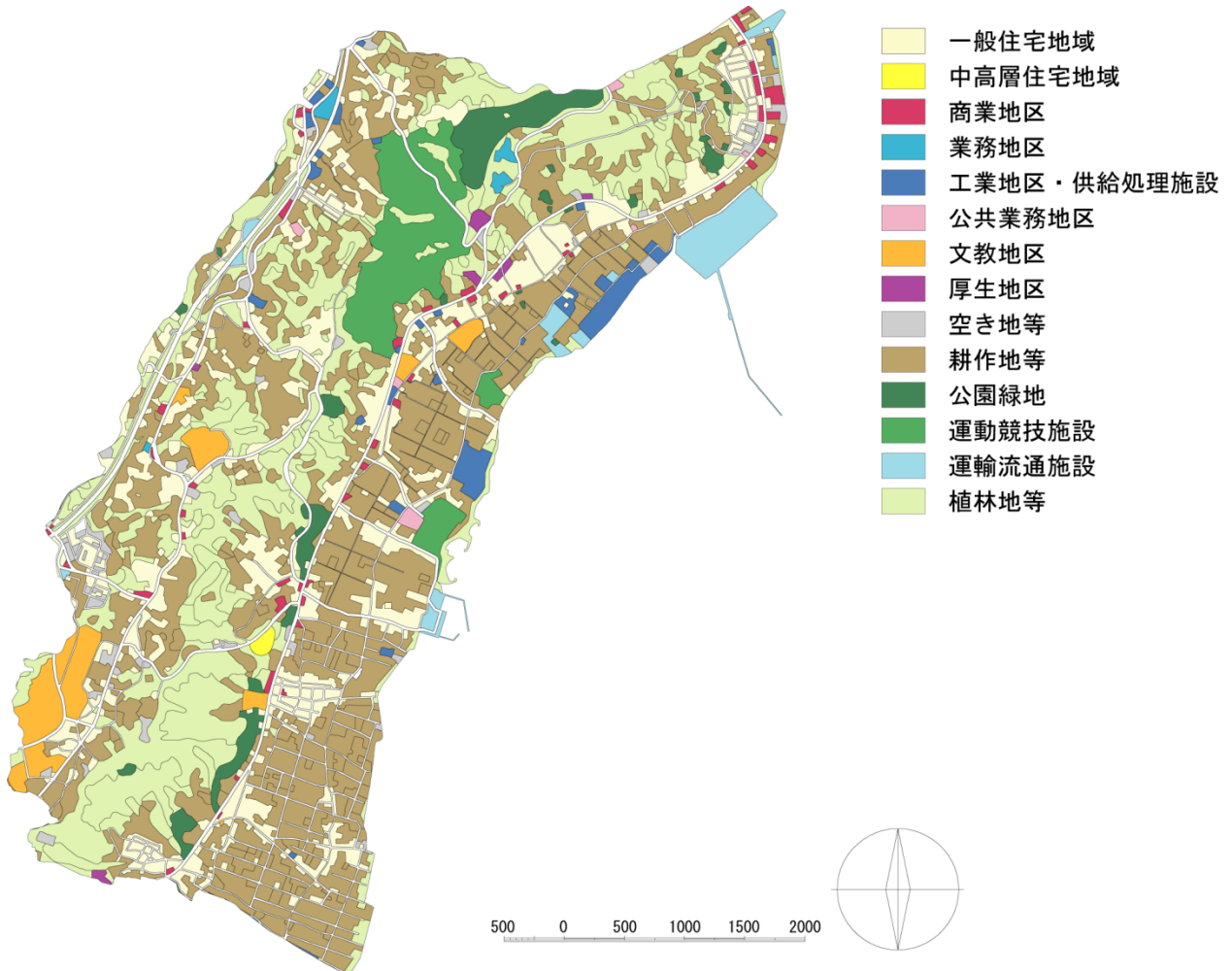
	伊舎堂	泊	久場	登又	新垣	北上原	南上原	中城団地	サンヒルズ	第2団地	合計
人 口	706	483	1,533	744	525	885	5,850	304	496	191	19,040
世帯数	244	164	520	265	234	341	2,589	92	167	56	7,341

(平成 26 年 5 月 31 日現在)

## (2) 土地利用の現況

中城村の土地利用状況をみると、中城村の土地面積の大半を耕作地、植林地等が占めており、低地においては国道 329 号沿いに、高地では琉球大学周辺や県道付近に一般住宅地域や商業地区等が位置している。中城村の地目をみると、中城村の土地面積の 5 割以上を畑、原野が占めており、宅地及び雑種地が 2 割程度、その他が 3 割程度となっている。

### 【中城村土地利用現況】



資料) 土地利用現況図 (沖縄県企画部土地対策課 平成 21 年)

#### (4) 道路の位置等

村の南北の方向に、ほぼ中央部に国道 329 号線、西側を県道 29 号線、東側を村道潮垣線が縦断している。東西方向には北側に県道 146 号線、ほぼ中央部に県道 35 号線、南側に村道奥間南上原線が横断している。

【中城村の主要道路】



## 第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

村国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

類 型	主 な 特 徴
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及びことが予想される。</li> <li>・状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。</li> <li>・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li> </ul>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突発的に被害が生ずることも考えられるため、都市部の政治経済の中核、橋りょうなどに対する注意が必要。</li> <li>・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等と考えられる。</li> </ul>
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li> <li>・極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。</li> </ul>
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> <li>・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも想定される。</li> </ul>

※ 武力攻撃の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターン等により異なり、上記の4類型についても、複合して起こることが多いと考えられる。

## 2 緊急対処事態

村国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

類 型	主 な 特 徴
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>・原子力事業所等の破壊</li><li>・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li><li>・危険物積載船への攻撃</li><li>・ダム等の破壊</li></ul>
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li><li>・モノレール等の爆破</li></ul>
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li><li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li><li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li><li>・水源地に対する毒物等の混入</li></ul>
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"><li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li><li>・弾道ミサイル等の飛来</li></ul>

# 第2編 平素からの備えや予防

## 第1章 組織・体制の整備等

### 第1節 村における組織・体制の整備

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

#### 1 村の各課等における平素の業務

村の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

#### 【村の各課等における国民保護措置に関連する平素の業務】

課等名	平 素 の 業 務
各課共通	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係する県の機関との連絡調整に関すること</li><li>・所管する村有施設の管理に関すること</li></ul>
総務課	<ul style="list-style-type: none"><li>・国民保護に関する業務の統括に関すること</li><li>・村国民保護協議会の運営に関すること</li><li>・村対策本部に関すること</li><li>・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること</li><li>・安否情報の収集体制の整備に関すること</li><li>・避難実施要領の策定に関すること</li><li>・物資及び資材の備蓄等に関すること</li><li>・国民保護措置についての訓練に関すること</li><li>・公用車の管理に関すること</li><li>・本庁舎等の公有財産の管理に関すること</li><li>・沖縄県総合行政情報ネットワークの管理に関すること</li></ul>
企画課	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報に関すること</li><li>・庁内LANの管理に関すること</li></ul>
住民生活課	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物処理に関すること</li><li>・遺体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること</li></ul>

課等名	平 素 の 業 務
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>・ 食糧の配給に関する事</li> <li>・ 救援物資の保管及び配分に関する事</li> <li>・ 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸付に関する事</li> <li>・ 村内にある社会福祉施設、関係機関・団体の把握及び連絡体制に関する事</li> <li>・ 日本赤十字社との連絡調整に関する事</li> </ul>
健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事</li> <li>・ 感染症の予防、防疫に関する事</li> <li>・ 乳幼児、妊産婦の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> </ul>
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農道、漁港関連施設の管理等に関する事</li> <li>・ 家畜伝染病の予防、防疫に関する事</li> </ul>
都市建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、河川、公園、橋りょう施設などの管理に関する事</li> <li>・ 急傾斜地等の危険箇所の把握、対策に関する事</li> <li>・ 交通不便箇所及び通行路線に関する事</li> <li>・ 土木対策関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道水の衛生確保に関する事</li> <li>・ 水の需給についての連絡調整に関する事</li> <li>・ 配水施設等の管理に関する事</li> </ul>
企業立地・ 観光推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工団体との連絡調整に関する事</li> <li>・ 観光客への情報提供等に関する事</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校への情報伝達の体制整備に関する事</li> <li>・ 児童生徒の避難誘導體制の整備に関する事</li> <li>・ 教育施設の管理に関する事</li> <li>・ 文化財施設の管理に関する事</li> </ul>

## 2 村職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

村は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

## (2) 24時間即応体制の確立

村は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、中城北中城消防組合（以下「消防組合」という。）との連携を図りつつ、速やかに村長及び国民保護担当職員に連絡が取れる、24時間即応可能な体制を確保する。

## (3) 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、村長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

### 【職員参集基準】

体制	参集基準
① 担当課体制	総務課職員が参集
② 村緊急事態連絡室体制	原則として、村対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 村対策本部体制	全ての村職員が本庁又は出先機関等に参集

### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	村の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	村の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②	
事態認定後	村対策本部設置の通知がない場合	村の全課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		村の全課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	村対策本部設置の通知を受けた場合	③	

## (4) 幹部職員等への連絡手段の確保

村の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。



#### (5) 職員等の参集が困難な場合の対応

村の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、村対策本部長の代替職員の順序は下記のとおりとし、副村長以下の代替職員の順序については、「中城村長の職務を代理する職員の順序を定める規則」（昭和 47 年 5 月 15 日規則第 9 号）に定めるところによる。

1 副村長 → 2 総務課長 → 3 企画課長 → 4 税務課長
----------------------------------

#### (6) 職員の服務基準

村は、(3)①～③の体制における、参集した職員の行うべき所掌事務は以下のとおりとする。

体 制	所 掌 事 務
① 担当課体制	県及び関係機関からの情報収集、連絡調整
② 村緊急事態連絡室体制	村対策本部体制に準じる
③ 村対策本部体制	第 3 編第 2 章に定めるところによる

#### (7) 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、村対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、その整備に努める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

### 3 消防機関との連携等

#### (1) 消防本部及び消防署との連携

村は、消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び消防組合消防署（以下「消防署」という。）における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

## (2) 消防団の充実・活性化の推進等

村は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、村は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事 (法第82条)
	応急公用負担に関する事 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事 (法第6条、175条)	

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

村は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、「中城村文書事務取扱規程」（昭和47年5月10日規程第1号）の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

村は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

村は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

村は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、村国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 県との連携

#### (1) 県の連絡先の把握等

村は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

#### (2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 村国民保護計画の県への協議

村は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

### 3 近隣市町村との連携

#### (1) 近隣市町村との連携

村は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設け、武力攻撃災害の防衛、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

#### (2) 消防機関の連携体制の整備

村は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

村は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

村は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、村は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

## 5 自治会、自主防災組織等に対する支援等

### (1) 自治会、自主防災組織等に対する支援

村は、自治会、自主防災組織等の核となるリーダーに対しての研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自治会、自主防災組織等相互間、消防団及び村等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自治会、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

### (2) 自治会、自主防災組織等以外のボランティア団体等の活動環境の整備

村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

### 第3節 通信の確保

村は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

#### (1) 非常通信体制の整備

村は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

#### (2) 非常通信体制の確保

村は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

## 第4節 情報収集・提供等の体制整備

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

村は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用し、その運営・管理、整備等を行う。

#### (3) 情報の共有

村は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

### 2 警報等の伝達に必要な準備

#### (1) 警報の伝達体制の整備

村は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員児童委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する（その際、民生委員児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

#### (2) 防災行政無線の整備

村は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線について、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の導入を行っており、今後は、防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大等の整備を図る。

### (3) 消防機関との連携

村は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等のため、消防本部内に設置された同報系無線の遠隔制御装置を活用して警報の内容を伝達できるよう、消防組合と協定を締結する等の体制を整備する。

### (4) 県警察との連携

村は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて中城海上保安部との協力体制を構築する。

### (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

### (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

村は、県から警報の内容の通知を受けたときに村長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

### (7) 民間事業者からの協力の確保

村は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

## 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

### (1) 安否情報の種類、収集及び報告様式

村は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（平成17年3月28日総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により情報を収集し、第2条に規定する様式第3号により、県に報告する。



## 【収集・報告すべき情報】

### 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居人への回答希望
- ⑬ 知人への回答希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

### 2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡時の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

## (2) 安否情報収集のための体制整備

村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

## (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

#### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
						平成 年 月 日 時 分 中 城 村	
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 北中城村 番地							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

### (2) 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5節 研修及び訓練

村職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、村における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 研 修

#### (1) 研修機関における研修の活用

村は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修機会の確保

村は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

村は、職員等の研修の実施に当たっては、国・県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓 練

#### (1) 村における訓練の実施

村は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 村対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び村対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

### (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 村は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 村は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 村は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

村は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 区域内の道路網のリスト（避難経路として想定される国道、県道、村道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト（バス、船舶など村内における輸送力のデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧  
（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト（消防本部の所在地等、消防本部長の連絡先、装備資機材のリスト）
- 海図、港湾図、港湾施設のリスト
- 臨時ヘリポートのリスト など

#### (2) 近隣市町村との連携の確保

村は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣の市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

#### (3) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

村は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、福祉課を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### (4) 民間事業者からの協力の確保

村は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

#### (5) 学校や事業所との連携

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

村は、関係機関（教育委員会など村の各執行機関、消防機関、県、県警察、中城海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に観光客が多い夏場の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

村は、県から救援の一部の事務を村において行うこととされた場合や村が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、村の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における村の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

村は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

村は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

村は、県が保有する村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
  - ① 保有車両等（定期・路線バス、船舶）の数、定員
  - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
  - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
  - ② 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先）
  - ③ 漁港（漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など）

## (2) 運送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市町村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

## 5 避難施設の指定への協力

村は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。村は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、村は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 村が管理する公共施設等における警戒

村は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。



## 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

村が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

### 1 村における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、村としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### (3) 県との連携

村は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

#### (1) 施設及び設備の整備及び点検

村は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

#### (2) ライフライン施設の機能の確保

村は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

村は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

村は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

村は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、村立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、村は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、村は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）。

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられ、村は武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

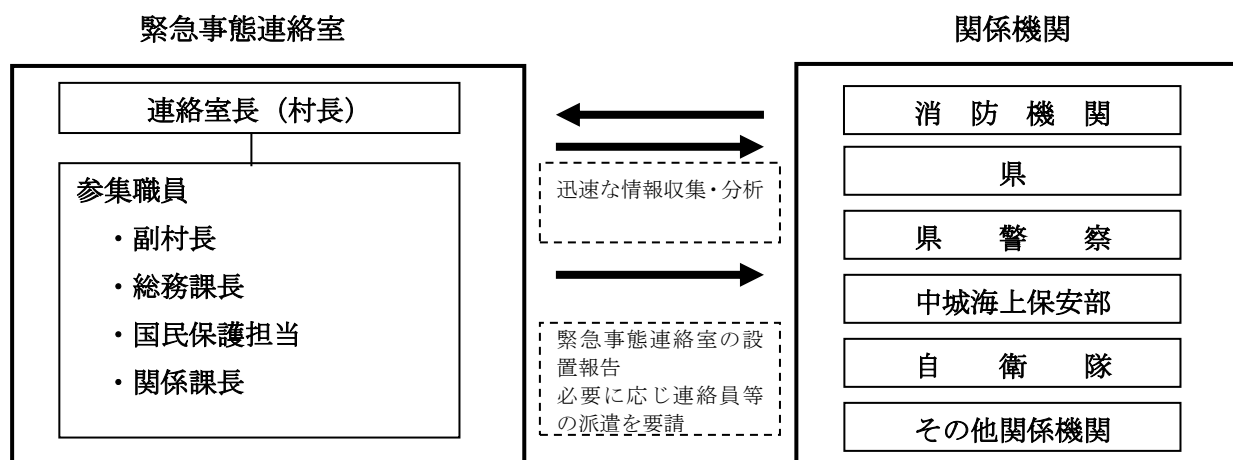
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、村の初動体制について、以下のとおり定める。

### 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

#### (1) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 村長は、現場からの情報等により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、村としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は村対策本部員のうち、総務課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### 【村緊急事態連絡室の構成（イメージ）】



※事態の推移に応じ、体制の強化又は縮小を行う。

- ② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。
- ③ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、村職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を村長及び幹部職員等に報告するものとする。  
消防本部においても通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

## (2) 初動措置の確保

村は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、村長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

村は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、村に対し、村対策本部の設置の指定が無い場合においては、村長は、必要に応じ国民保護法に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、対策本部の設置の要請などの措置を行う。

## (3) 関係機関への支援の要請

村長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対して支援を要請する。

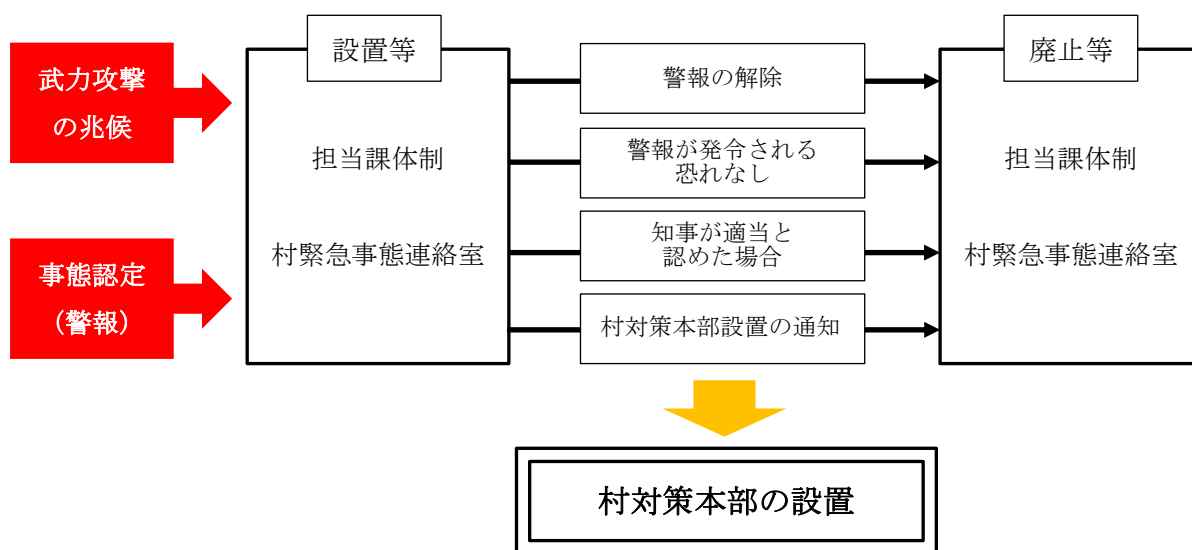
## (4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後政府において事態認定が行われ、村に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

### 【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、村対策本部を設置すべき村の指定の通知があった場合には、直ちに村対策本部を設置し村災害対策本部を廃止するものとする。また、対策本部長は、村対策本部に移行した旨を関係課に対し周知徹底をする。村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

## 【村緊急事態連絡室等の設置等の流れ】



## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

村は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが村に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、村長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、村長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連施設等の警戒情報の確認を行い、村の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じて全庁的な体制を構築する。

## 第2章 村対策本部の設置等

村対策本部を迅速に設置するため、村対策本部を設置する場合の手順や村対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 村対策本部の設置

#### (1) 村対策本部の設置の手順

村対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて村対策本部を設置すべき村の指定通知を受ける。

② 村長による村対策本部の設置

指定の通知を受けた村長は、直ちに村対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、村対策本部に切り替えるものとする（前述））。

③ 村対策本部員及び村対策本部職員の参集

村対策本部担当者は、村対策本部員、村対策本部職員等に対し、村対策本部に参集するよう連絡する。

④ 村対策本部の開設

村対策本部担当者は、村対策本部を開設した際には、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。村長は、村対策本部を設置したときは、村議会に村対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

村は、村庁舎が被災により使用できない場合に備え、中城北中城消防組合消防本部を村対策本部の予備施設に指定する。

また、村区域外への避難が必要で、村の区域内に村対策本部を設置することができない場合には、知事と村対策本部の設置場所について協議を行う。

#### (2) 村対策本部を設置すべき村の指定の要請等

村長は、村が村対策本部を設置すべき村の指定が行われていない場合において、村における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、村対策本部を設置すべき村の指定を行うよう要請する。

(3) 村対策本部の組織構成及び機能

村対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【村対策本部組織及び編成】





【村対策本部所掌事務】

班	班長	所 掌 事 務	班 員
総務対策班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 村対策本部の設置及び解散に関すること</li> <li>2. 国民保護措置の実施に関する各部門への連絡及び協力要請に関すること</li> <li>3. 各班との分掌事務の調整、連絡に関すること</li> <li>4. 安否情報等の収集、県その他関係機関への報告に関すること</li> <li>5. 災害時の避難準備情報、避難勧告及び指示に関すること</li> <li>6. 避難者の誘導及び行方不明者の捜索に関すること</li> <li>7. 職員の非常召集、配置、衛生管理に関すること</li> <li>8. 災害情報等の村民及び報道機関への広報に関すること</li> <li>9. 村有財産の被害状況の調査に関すること</li> <li>10. 応急食糧その他生活必需品の調達及び管理に関すること</li> <li>11. 被災者及び物資の輸送に関すること</li> <li>12. 車両の確保及び配車に関すること</li> <li>13. 広域応援に関すること</li> <li>14. 避難実施要領に関すること</li> <li>15. 特殊標章等の交付に関すること</li> <li>16. その他、各班の協力に関すること</li> </ol>	総務課
総務対策支援班	議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関すること</li> <li>2. 総務対策班への協力に関すること</li> <li>3. その他、各班の協力に関すること</li> </ol>	議会事務局
企画対策班	企画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関すること</li> <li>2. 災害情報等の村民及び報道機関への広報に関する協力及び報道機関との連絡調整に関すること</li> <li>3. 沖縄防衛局その他基地関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>4. 国民保護措置に必要な経費の予算措置に関すること</li> <li>5. その他、各班の協力に関すること</li> </ol>	企画課

班	班長	所 掌 事 務	班 員
税務対策班	税務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事</li> <li>2. 福祉対策班及び健康保険対策班への協力に関する事</li> <li>3. その他、各班の協力に関する事</li> </ol>	税 務 課
住民生活対策班	住民生活課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事</li> <li>2. 災害時の塵芥処理に関する事</li> <li>3. 遺体の収容及び埋火葬に関する事</li> <li>4. その他、各班の協力に関する事</li> </ol>	住民生活課
福祉対策班	福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事</li> <li>2. 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸付に関する事</li> <li>3. 食糧の配給に関する事</li> <li>4. 救援物資の保管及び配分に関する事</li> <li>5. 避難者の収容及び避難場所の運営・管理に関する事</li> <li>6. 応急食糧の配給、炊出しに関する事</li> <li>7. ボランティア等民間団体の活動依頼に関する事</li> <li>8. 要配慮者の避難に関する事</li> <li>9. その他、各班の協力に関する事</li> </ol>	福 祉 課 (保育所含む)
健康保険対策班	健康保険課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事</li> <li>2. 日本赤十字社沖縄県支部その他医療機関との連絡調整に関する事</li> <li>3. 医療及び助産、救護に関する事</li> <li>4. 医薬品、衛生材料の調達及び配分に関する事</li> <li>5. 災害地域及び避難所の衛生及び防疫に関する事</li> <li>6. 衛生・防疫に関する保健所等関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>7. 地域組織（自治会等）における自主防疫に関する事</li> <li>8. その他、各班の協力に関する事</li> </ol>	健康保険課

班	班長	所 掌 事 務	班 員
農林水産対策班	農林水産課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事</li> <li>2. 農地、農業用施設及び農作物等の復旧事業に関する事</li> <li>3. 農・畜・水産関係の被害調査及びその対策に関する事</li> <li>4. 漁港施設及び漁船停泊係留船舶の警戒に関する事</li> <li>5. その他、各班の協力に関する事</li> </ol>	農林水産課
都市建設対策班	都市建設課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事</li> <li>2. 土木関係災害に関する警戒巡視に関する事</li> <li>3. 仮設住宅等の建設及び住宅の応急対策に関する事</li> <li>4. 所管施設の災害対策及び応急復旧に関する事</li> <li>5. 道路関係の災害応急対策に関する事</li> <li>6. 交通規制に関する事</li> <li>7. その他、各班の協力に関する事</li> </ol>	都市建設課
企業・観光対策班	企業立地・観光推進課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事</li> <li>2. 商工関係の被害調査及びその対策に関する事</li> <li>3. 観光客に対する避難及び誘導に関する事</li> <li>4. その他、各班の協力に関する事</li> </ol>	企業立地・観光推進課
会計対策班	会計課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査、情報収集及び総務対策班長への報告に関する事</li> <li>2. 国民保護措置に係る会計業務に関する事</li> <li>3. 救援金品の受入れ及び配分に関する事</li> <li>4. その他、各班の協力に関する事</li> </ol>	会 計 課

班	班長	所 掌 事 務	班 員
上下水道対策班	上下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事</li> <li>2. 上水道関連施設の災害対策及び復旧に関する事</li> <li>3. 被災者に対する飲料水の供給に関する事</li> <li>4. 災害時における水質検査に関する事</li> <li>5. 企業局及び水道関係業者等との連絡調整に関する事</li> <li>6. 下水道施設の災害対策及び応急復旧に関する事</li> <li>7. その他、各班の協力に関する事</li> </ol>	上下水道課
教育対策班	教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事</li> <li>2. 児童生徒の避難に関する事</li> <li>3. 児童生徒の教育指導に関する事</li> <li>4. 児童生徒に対する学用品の給与に関する事</li> <li>5. 学校教育施設の被害調査及び災害対策に関する事</li> <li>6. 避難所の開設及び運営の協力に関する事</li> <li>7. 災害時の食材の調達及び炊出しの協力に関する事</li> <li>8. 社会教育施設の被害調査及び災害対策に関する事</li> <li>9. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関する事</li> <li>10. 避難所の開設及び運営の協力に関する事</li> <li>11. その他、各班の協力に関する事</li> </ol>	教育総務課 ・ 生涯学習課
消防対策班	中城北中城消防本部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所管の被害状況等の調査収集及び総務対策班長への報告に関する事</li> <li>2. 防災関係機関及び班内の連絡調整に関する事</li> <li>3. 行方不明者の捜索及び救助に関する事</li> <li>4. 武力攻撃災害への対処に関する事</li> <li>5. 災害時における避難誘導に関する事</li> <li>6. 通信及び応援要請に関する事</li> <li>7. 他班との連絡調整に関する事</li> </ol>	中城北中城消防本部

#### (4) 村対策本部における広報等

村は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、村対策本部において県と連携した広報広聴体制を整備する。

#### (5) 村現地対策本部の設置

村長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、村対策本部の事務を一部行うため、村現地対策本部を設置する。村現地対策本部長や村現地対策本部員は、村対策本部副本部長、村対策本部員その他の職員のうちから村対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (6) 現地調整所の設置

村長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、中城海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

### 【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、村は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上安全の確保に活かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、村における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う村が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合は、村の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、村は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

## (7) 村対策本部長の権限

村対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### ① 村の区域内の国民保護措置に関する総合調整

村対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、村が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

村対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、村対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、村対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### ③ 情報の提供の求め

村対策本部長は、県対策本部長に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

村対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施状況について報告又は資料の提出を求める。

### ⑤ 村教育委員会に対する措置の実施の求め

村対策本部長は、村教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、村対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

## (8) 村対策本部の廃止

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して村対策本部を設置すべき村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、村対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

村は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線等により、村対策本部と村現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

また、村は、県及び関係機関とともに、電気通信施設の優先利用（法第156条）について、

最寄りのNTT西日本、NTTドコモ九州支社、放送局等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 情報通信手段の機能確認

村は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省沖縄総合通信事務所にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

村は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び、指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と村との連携を円滑に進めるために必要な事項について以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

村は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

村は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国との調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

村は、村の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

村は、村の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。



### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 村長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊沖縄地方協力本部長又は村国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては西部方面総監、海上自衛隊にあつては佐世保地方総監、航空自衛隊にあつては南西航空混成団司令等を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 村長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、村対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村長への応援要求

- ① 村長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合は、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援要求

村長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部委託

- ① 村が国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、村は上記事項を公示するとともに、県に届ける。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、村長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長に対する職員の派遣要請

- ① 村は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体職員の派遣を求める。
- ② 村は、①の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは県を経由して総務大臣に対し、①の職員派遣について、あつせんを求める。

## 6 村の行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 村は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、村長は、所定の事項を議会に報告するとともに、村は公示を行い、県に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

村は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自治会、自主防災組織等に対する支援

村は、自治会、自主防災組織等による警報の内容の伝達、自治会長、自主防災組織の長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自治会、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

村は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、村は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

村は、県や関係機関と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

## 8 住民への協力要請

村は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1節 警報の伝達等

村は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

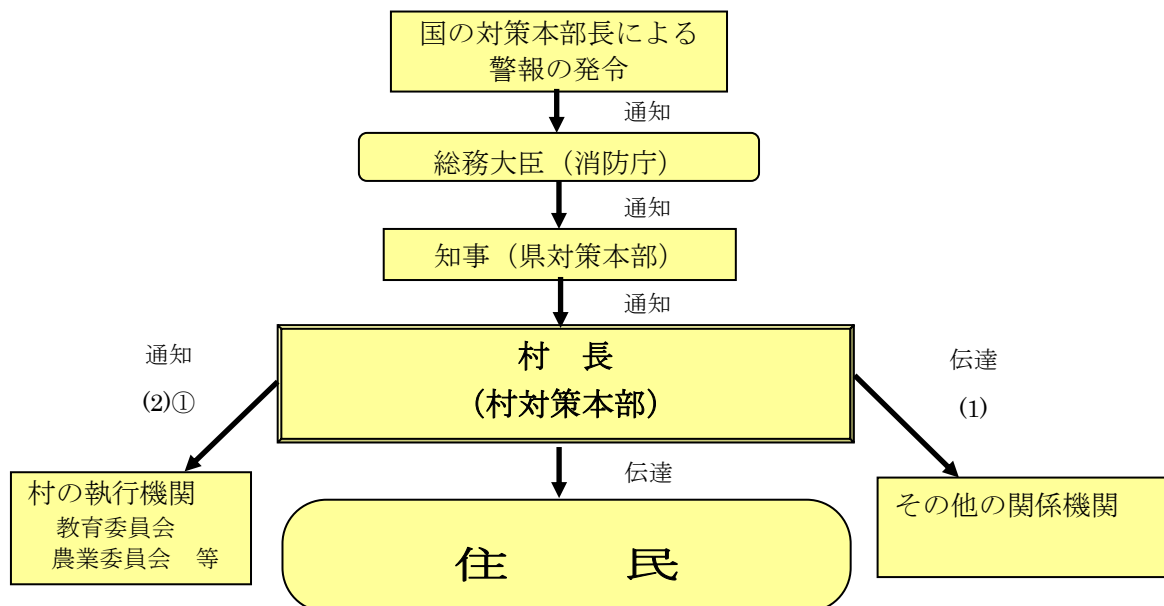
##### (1) 警報の内容伝達

村は、県からの警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

- ① 村は、村の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報内容を通知する。
- ② 村は、警報等が発令された旨の報道発表については、速やかに行うとともに、村のホームページ（<http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/>）に警報の内容を掲載する。

#### 村長から関係機関への警報の通知・伝達



※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用するなどにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれる場合においては、原則として同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において、警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれない場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

2) 村長は、消防機関と連携し、あるいは自治会、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自治会、自主防災組織や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、村は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行なわれるよう、県警察と緊密な連携を図る。

3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

## 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知の方法については、原則として警報の伝達・通知の方法と同様とする。

## 第2節 避難住民の誘導等

村は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。村が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等へ通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 村長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 村長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

### 2 避難実施要領の策定

#### (1) 避難実施要領の策定

村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、中城海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

#### 【避難実施要領の策定の留意事項について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される村の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

## (2) 避難実施要領の策定の際の主な留意事項

### ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会等地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

### ② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

### ③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

### ④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

### ⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

### ⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

### ⑦ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

### ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

### ⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

### ⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

### ⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

### ⑫ 問題が発生した際の緊急連絡先等

避難誘導から離脱した場合など問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

## (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

### ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

### ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保（※輸送手段が必要な場合）  
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

#### 【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、村長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況を連絡する。

この場合において、村長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項）に適切に対応できるよう避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、村の意見や関連する情報をまとめる。

#### (4) 避難実施要領の内容の伝達等

村長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。また、村長は、直ちに、その内容を村の他の執行機関、消防長、宜野湾警察署長、中城海上保安部長及び自衛隊沖縄地方協力本部長並びにその他関係機関に通知する。

さらに村長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 3 避難住民の誘導

#### (1) 村長による避難住民の誘導

村長は、避難実施要領で定めるところにより、村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

また、村長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。



また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

## (2) 消防機関の活動

村の消防事務は、消防組合において共同処理しており、当該組合の消防機関は、消防組合を構成する村（以下「構成村」という。）の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うことになる。この場合、村長は消防組合の管理者等に対し、消防長等に必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。

このため、平素から村国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防組合やその管理者等と十分な調整を行う。

## (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

村長は、避難実施要領の内容を踏まえ、村の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、宜野湾警察署長、中城海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、村長は、その時点における事態の状況や、避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、村長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

## (4) 自治会、自主防災組織等に対する協力要請

村長は、避難住民の誘導に当たっては、自治会、自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

## (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

村長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

村長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

## (6) 高齢者、障がい者等への配慮

村長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して対応を行う。その際、関係協力機関との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものに留まることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もありうる。

## (7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

## (8) 避難所等における安全確保等

村は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

## (9) 動物の保護等に関する配慮

村長は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

## (10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる村は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

## (11) 県に対する要請等

村長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。村長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

## (12) 避難住民の運送の求め等

村長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長にその旨通知する。

## (13) 避難住民の復帰のための措置

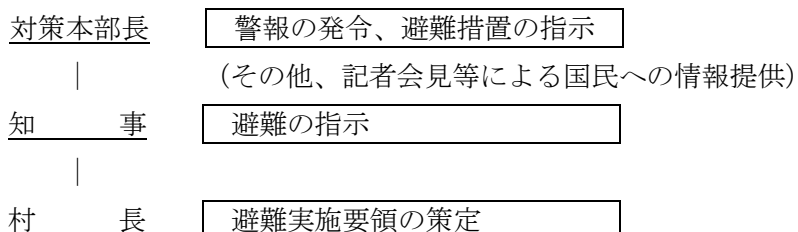
村長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるために必要な措置を講じる。

### ◆弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。）。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

### 【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは、極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により、攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## ◆ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、中城海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により、危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、中城海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や施設移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

## ◆着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の

区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を持って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

#### 【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

## 第5章 救 援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

村長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次の掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

村長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村と調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

村長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

村長は、事務の委任を受けた場合には、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

村長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における県との連携

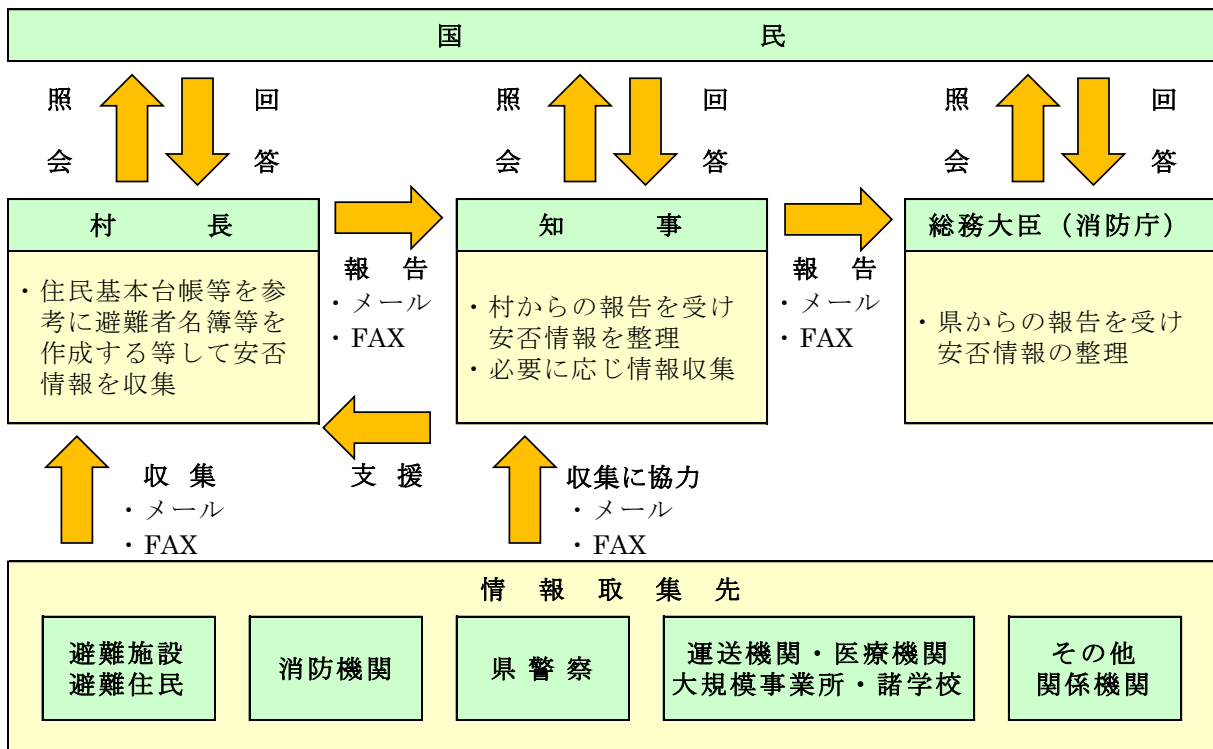
村長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、村対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

村長は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

### 【安否情報収集・整理・提供の流れ】



### 【収集項目】

- 避難住民（負傷した住民も同様）
  - ①氏名 ②フリガナ ③出生の年月日 ④男女の別 ⑤住所 ⑥国籍
  - ⑦①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
  - ⑧負傷（疾病）の該当 ⑨負傷又は疾病の状況 ⑩現在の居所 ⑪連絡先その他必要情報
  - ⑫親族・同居者への回答の希望 ⑬知人への回答の希望
  - ⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）
  - ⑧死亡日時、場所及び状況 ⑨遺体が安置されている場所 ⑩連絡先その他必要情報
  - ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に回答することへの同意



## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

村は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している学校等からの情報を収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により収集する。ただし、やむを得ない場合は、村長が適当と認める方法によるものとする。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報の収集の協力要請

村は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

村は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

村は、県への報告に当たっては、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを用いて行う。ただし、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 村は、安否情報の照会窓口、電話及びファクシミリ番号、メールアドレスについて、村対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として村対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより

受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

## (2) 安否情報の回答

- ① 村は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により、知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 村は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱については十分に留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

村は、日本赤十字社沖縄県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者から照会に対する回答又は公表することについて、同意するか同かを○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

### 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者から照会に対する回答又は公表することについて、同意するか同かを○で囲んで下さい。	同意する  同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分に留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することもあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意者の氏名		連絡先	
同意回答者の住所		続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先 その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の希望	備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする事。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望者又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日	
総務大臣 （知事） 殿 （村長）	
申 請 者 住所（居所） 氏 名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 （○をつけてください。）③の場合、理由を記入願います。	①被災者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他（ ）
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男女の別
	住 所
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る）
	その他個人を識別するための情報
※ 申 請 者 の 確 認	
※ 備 考	

- 備考
- 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないでください。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (知事) (村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small>	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷者又は疾病の状況	
	連絡先その他必要事項	

- 備考
- 1 この様式の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」の欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」の欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 武力攻撃災害への対処

村は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

村長は、国や県等の関係機関と協力して、村の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、村長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

村は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 村長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を村長に通報する。

##### (2) 知事への通知

村長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。



## 第2節 応急措置等

村は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、村長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### 【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### 【屋内退避の指示について】

村長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## (2) 退避の指示に伴う措置等

① 村は、退避の指示を行ったときは、村防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 村長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保等

① 村長は、退避の指示を住民に伝達する村の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や村で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び中城海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 村の職員及び消防職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、村長は、必要に応じて県警察、中城海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 村長は、退避の指示を行う村の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### 【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している村長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

## (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 村長は、警戒区域の設定に際しては、村対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。  
また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 村長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、中城海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 村長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

## (3) 安全の確保

村長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

# 3 応急公用負担等

## (1) 村長の事前措置

村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

## (2) 応急公用負担等

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 村が行う措置

村長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

### (2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

### (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

村長は、村の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (4) 緊急消防援助隊等の応援要請

村長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

### (5) 消防の応援の受入れ体制の確立

村長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

### (6) 消防の相互応援に関する出動

村長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

## (7) 医療機関との連携

村長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

## (8) 安全の確保

- ① 村長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を村対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、村長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、中城海上保安部、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、村対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 村長は、村が被災していない場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 村長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3節 生活関連等施設における災害への対処等

村は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した村の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

村は、村対策本部を設置した場合には、村内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

##### (3) 村が管理する施設の安全の確保

村長は、村が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、村長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の村が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる（一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、村は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。）。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

村長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と村対策本部で所要の調整を行う。

## 【危険物質等について村長が命ずることができる対象及び措置】

### <対 象>

- ① 消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市町村又は特別区が登録の権限を有する場合）

### <措 置>

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

## (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

村長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、村長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

村は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も併せて講ずる。

## 第4節 NBC攻撃による災害への対処等

村は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

村は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### (1) 応急措置の実施

村長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

村は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 国の方針に基づく措置の実施

村は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

### (3) 関係機関との連携

村長は、NBC攻撃が行われた場合は、村対策本部において、消防機関、県警察、中城海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、村長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

### (4) 汚染原因に応じた対応

村は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

#### ① 核攻撃等の場合

村は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。



② 生物剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、総務課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、健康保険課等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 村長の権限

村長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【汚染又は汚染された疑いがある物質等に関する措置】

対象物件等	措 置
① 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
② 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
③ 死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
④ 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
⑤ 建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
⑥ 場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

村長は、上記表中の①から④までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中⑤及び⑥に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

#### 【通知する事項】

当該措置を講ずる旨
当該措置を講ずる理由
当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中⑤及び⑥に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
当該措置を講ずる時期
当該措置の内容

#### (6) 要員の安全の確保

村長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

村は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 被災情報の収集及び報告

- ① 村は、電話、村防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 村は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 村は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- ④ 村は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、村長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

村は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

村は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、村地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

村は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

村は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

村は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 村は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 村は、村地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 村は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

村は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 村は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 村は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 村は、村地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 村は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

村は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

村は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

村教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として村は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として村は、当該公共施設を適切に管理する。

## 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

村は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 【特殊標章等の意義について】

「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）」において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### (1) 特殊標章等

##### ア 特殊標章

第一追加議定書第66条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

##### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

##### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



【オレンジ色地に青の正三角形】

表面

	<p>この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余白)</p>	
<p><b>身分証明書</b> IDENTITY CARD</p>		
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名/Name: .....		
生年月日/Date of birth: .....		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ議定書及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
交付等の年月日/Date of issue: ..... 証明書番号/No. of card: .....		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry: .....		

裏面

身長/Height: .....	眼の色/Eyes: .....	髪の色/Hair: .....
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
.....		
.....		
<p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p>		
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

### 【身分証明書のひな型】

## (2) 特殊標章等の交付及び管理

村長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

### ① 村長

- ・ 村の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ② 消防組合の管理者

- ・ 消防団長及び消防団員

### ③ 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

村は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。



# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 村が管理する施設及び設備の緊急点検等

村は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

村は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省沖縄通信事務所にその状況を連絡する。

#### (3) 県に対する支援要請

村は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### 2 公共的施設の応急の復旧

1) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、村が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

2) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

### (1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、村は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

### (2) 村が管理する施設及び設備の復旧

村は、武力攻撃災害により村の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

村が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

村は、国民保護措置の実施に要した費用で村が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

村は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

村は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

村は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、村の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

# 第5編 緊急対処事態への対処

## 1 緊急対処事態

村国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

村は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

## 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、村は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じてこれを行う。